

● 高橋昭三府議が行った一般質問の概要、梅木のりひで府議の行った、意見書案決議案に対する討論、太田かつすけ府議の行った議案に対する討論、及び請願審議結果についてご紹介します。

高橋 昭三（日本共産党、下京区）1999、12、10

改定された中小企業基本法と京都府商工行政について

【高橋】

第一は、今国会で強行された改悪中小企業基本法と、今も審議中の関連法案、そしてこれに対する本府商工行政の対応についてであります。今から 36 年前、1963 年に施行された中小企業基本法は、「中小企業が国民経済において果たすべき重要な使命にかんがみて、…中小企業の経済的社会的不利を是正」し、「中小企業者の創意工夫を尊重し、その自主的な努力を助長」して「中小企業の成長発展を図ることは、…国民に課せられた責務である」と前文や政策の目標で高らかにうたっています。そして、その時政府は、「予算の大幅増額に道をひらく」公約さえたのです。しかし、実際は数年を除けば、政府は一貫して予算に占める中小企業予算の割合を減らしてきました。

今回の中小企業基本法の改悪で積極的な理念・目的をうたっていた前文や条文などそのものが削除され、過当競争の防止、下請け取り引きの適正化、事業活動機会の適性化確保、地場産業をまもるための「輸入制限」すなわちセーフティーガードなど中小企業の振興に不可欠な政策目標の規定も大半削除されることになっています。

かわって出てきたのが、企業規模間の格差以上に中小企業相互間の多様性が目立つと称して、「中小企業イコール弱者」としての一律・硬直的な保護策は効率性を阻害し、能力ある中小企業に対する支援を弱化させるとまで述べている記述です。しかし世界の流れは日本のこの方向と全く逆です。支援の対象を、一部の企業だけに狭めるのではなく、ベンチャー企業も含めた中小企業全体に拡大すべきです。

国際労働機関、すなわち ILO は、1997 年総会において「中小企業における雇用創出・奨励のための一般的条件」という中小零細企業の振興育成の重要性を決議しました。経済協力開発機構、すなわち OECD は、日本における中小企業基本法改定内容のように、新規開業やベンチャー企業だけを取り上げたものでなく、中小企業政策は何よりも既存の中小企業全体を安定と発展の基礎にすえなければならぬとしているのです。そして、あの多国籍企業の大本山、アメリカでさえ企業の 70% を個人企業や自営業などの中小企業が占めているのです。中小企業が 99% を占めている日本より少ないとはいえ、圧倒的な比重を占めているため、アメリカ政府は中小企業を自国経済の主役として 1997 年に中小企業基本法を改正し、「アメリカ全体の経済を維持し、強化するために、議会はその政策として、

政府ができるだけ中小企業者の諸利益を援助し、助言し、保護するべきであることを宣言する」と前向きに改定したのです。

こうした国際的動き、世界の实情からして、日本の中小企業施策の実態はもちろん、今回の中小企業基本法改悪の動きは全く逆立ちしているといわなければなりません。中小企業基本法の前文や目標、更に関連する法律などが削減されたり大幅訂正されているのです。

まず、今も述べましたように、中小企業は日本経済の主役です。ところが、国は中小企業予算を 1923 億円しかつけていません。これはアメリカに対する「思いやり」予算より少額であります。また、貸し渋り解消などと称して、大銀行に 60 兆円も投入しながら、貸し出し金額は、逆に減らされていることも、明らかになっています。今こそ、少ない国の中小企業予算を大幅に増額するよう政府に対し要求すべきと考えますが、どう考えておられるのかお答えください。

第二に、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する問題です。基本法では、中小企業等協同組合や商店街振興組合は適用除外の対象になっていますが、効果がないということでカルテル行為を認めるために新しく作られたのが団体法でした。これに基づいて組織された室町の織商や西工、丹工など、商業組合や工業組合はどうなるのですか、この法律が削除されるなら、組合設立の意義もなくなってしまいます。業界にとって大問題です。団体法はまだ審議中です。ぎりぎりまで反対すべきです。更に、本府として独自の支援策を積極的に講ずるべきではないですか。お答えください。

第三に、官公需発注の問題です。先ほど述べたように、中小企業の定義が変わり、製造業では資本金が従来の 1 億円以下から 3 億円以下と拡大されました。したがって中小企業に発注したといっても、従来の資本金 1 億円から 3 億円までの企業が中小企業となるわけですから、いままでの中小企業発注が実質的に減る危険があります。知事はこれまでから「地元中小企業への発注に最大限努力する」とか、「年度途中においても点検する」と答弁されてきましたが、今後、実質的な中小企業発注を増やすべきだと考えますが、いかがですか。また、今年度上半期の発注状況もあわせてお聞かせください。

第四に、第 22 条のセーフガード、すなわち輸入制限の問題です。本来ならこれを発動し、伝統地場産業を守ることが必要でした。ところが、今回の法改悪でこれが削除されています。本府の西陣織物や丹後織物は、他国の安いコストで入ってくる輸入品で打撃をうけています。輸入規制が求められている時に、伝統産品、工芸品への援助・救済はどうされるつもりですか、これで西陣、友禅、丹後等の伝統産業が守れると考えておられるのですか。お答えください。

第五に、下請け問題です。抽象的、一般的規定に改悪されており、大変です。下請け代金支払い遅延防止法は一応残っていますが、現状でも第 2 条の 2 で下請け代金の支払い期日は厳密に 60 日以内としています。現実には 3 ヶ月、半年、更にはそれ以上というのが実態です。現状でも益々下請け中小企業の経営悪化が懸念されます。中小企業振興公社が親企業に対する点検・指導を強化し、下請け中小企業の要望にこたえるべきです。どうですか、お答えください。

【知事】 中小企業を取り巻く社会経済情勢は、基本法が制定された昭和 30 年代から大きく変化してきている。こうした中で、わが国経済が 21 世紀に向けて発展していくため、

活力ある中小企業の育成が不可欠であるとの認識のもとに、中小企業政策審議会での検討を経て、また中小企業関係者の意見も踏まえながら、今回改正が行なわれたものと承知をしている。

質問にあった下請け取り引きの適正化第18条や、いわゆるセーフガード、輸入品との関係調整第22条等の規定については、時代に即した内容に修正した上で、削除されたのではなく、引き続き改正基本法に第20条や第22条第1項として盛り込まれているし、小規模事業者への配慮についても、新法第8条に明記されている。また、先の国会で日本共産党の佐々木憲昭議員の質問に対して、深谷通商産業大臣が「現在でも大企業、中小企業との間に、格差は存在すると思っているが、多様で活力ある中小企業を育てることで、少しでもその格差をなくしていくということも大事なことだ」と答弁しているので、引き続き、中小企業政策の充実・強化を国に対してもはたらきかけていきたいと考えている。いずれにしても、京都府としては、西陣・友禅・室町・丹後など、和装産業をはじめ、伝統産業の育成や中小企業に対する官公需発注の促進、商工組合等への支援や下請け取り引きの適正化等に、引き続き積極的に取り組んでいく考え。

なお、官公需の今年度上半期の発注実績は、府内事業者向けが84.2%、中小企業者向けが68.3%となっている。

公衆浴場経営、デイ銭湯などの取り組みへの支援について

【高橋】

次に公衆浴場、いわゆる銭湯についてです。私は、本年2月定例会でも取り上げ、府内の公衆浴場数が最も多かったときに比べ、ほぼ半減していると指摘しましたが、その後1年間の間に、更に減少しています。

その時も紹介しましたように、公衆浴場がなくなると、内風呂を持たない方々は学区を越えて、場合によってはバスや電車を利用して銭湯に通うことを余儀なくされます。とりわけ高齢者や障害をお持ちの方々にとっては、身体の清潔を保つことすら困難になります。私はこの事を改めて指摘した上で、次の2点についてお聞きします。

一つはボイラーや給湯設備など基幹的設備の整備についての支援についてです。

福井県などでは、ボイラーなど8つの設備について、昭和58年度より県が3分の1、市町村が3分の1の補助制度を実施しており、こうした設備資金に対する補助制度を設けているのは全国で過半数をこえています。公衆浴場経営者のみなさんは、既設の基幹設備の更新に苦労され、経営者が高齢化した浴場では、無理をしてでも後継者に引き継がせるために、借金をして設備投資をすべきか、これを潮時に廃業すべきか迷っておられます。この方々に、京都府として、しっかり経営を続けてくださいと支援をしていくことが大切です。

また、最近では公衆浴場の経営者のみなさんも地域のボランティア団体のみなさんと力を合わせ、日ごろゆっくり手足を伸ばして入浴できないお年寄りや障害者のみなさんに、広々とした銭湯で入浴していただく、「デイ銭湯」などに組み込まれています。このように新しい銭湯の役割が見直されてきていますが、多くの公衆浴場施設は、バリアフリーの視点か

ら見れば、入浴される方にとっても、また、入浴を介助される方、どちらの立場に立って見ても改善が求められています。ここに支援が必要です。

基幹的施設整備、バリアフリー化のための補助について

2月議会での私の質問や、先の予算特別委員会でも府は、基幹的施設整備への府の補助については、お答えにならず、「公衆浴場環境衛生同業組合さんが策定される今後のビジョンづくりに期待する」とお答えになっただけでした。そこでおたずねします。第一に公衆浴場の非常に高額な資金を必要とする、基幹的施設に対する補助が必要です。すでに、福井県など過半数の府県で実施しているのです。いかがですか、お答えください。

第二に、施設のバリアフリー化のための費用に対し、府が直接支援する制度をつくるのが、業者の方々の取り組みを、大きく激励し、支援することになるのではないのでしょうか。支援の実施を求めます。お答えください。

【保健福祉部長】 国民生活金融公庫の融資制度の中に、ボイラー等の給湯設備や浴槽などの他、高齢者や障害者に配慮したバリアフリー化に対する施設と設備を対象とした、公衆浴場のための特別の制度が設けられているので、この融資制度と京都府の利子補給によって対応してきている。

利子補給事業について

【高橋】

二つ目は、府の公衆浴場への利子補給事業についてです。府が補助対象としている金利より、浴場環衛、新しく国民生活金融公庫となりましたが、この金利のほうが低いことは、2月定例議会で指摘したとおりです。ところがこの時、理事者は「今も利子補給をしている」と、平成9年度の数字をあげて答弁されました。しかし、これは過去の借入れ分の利子への補助でした。

このごまかしを指摘した、予算特別委員会で、理事者は、「平成9年11月以降支給すべき利子は発生していない」と、認められました。つまり、もう制度は役に立っていないのです。事実を知っていながら放置し、「制度の目的は損なわれていない」というところに、京都府の冷たい姿があります。

困難な中で経営を維持するために頑張っておられる公衆浴場経営者の負担を少しでも軽減するため、利子補給を負担利子の2分の1にするなど工夫し、支援をすべきではありませんか。又、現在の金利に比べ高金利で借入れをされた事業者に対する借り換えの特例を設けてはいかがですか。お答えください。

【保健福祉部長】 利子補給事業については、借入れ金利の変動により、浴場経営者に過度の負担がかからないよう、常に借入れ利率が一定以下になるように補償し、計画的で安定した施設の改善整備を支援するためのものとして制度化をしている。なお、借入金の借り換えについては、国民生活金融公庫に対して、機会あるごとに要望している。いずれにしても、家庭風呂の普及によって、入浴者が減少傾向にあるものの、公衆浴場は、依然として公衆衛生上、欠く事のできない施設。また、地域住民の方々の交流の場でもあるので、

今後とも既存の施策を活用し、その振興に努めていきたい。

● 12月17日の本会議で日本共産党の梅木のりひで府議が行った、意見書案、決議案に関する討論と、太田かつすけ府議の行った、1998年度京都府決算の認定議案と12月定例会の議案についての討論の概要をご紹介します。

梅木のりひで（日本共産党、左京区）1999年12月17日

日本共産党の梅木紀秀です。ただいま議題となっております意見書および決議案について、わが党議員団提出の「プルサーマル計画の中止を求める意見書案」および「京都における有害鳥獣対策の改善・強化に関する決議案」および四党派提出「有害鳥獣被害対策の強化に関する意見書案」および民主・府民連合提出の「公的年金制度の充実に関する意見書案」について、すべて賛成する立場から討論を行います。

プルサーマル計画の中止を求める意見書案

まず、「プルサーマル計画の中止を求める意見書案」についてです。今この時も、東海村JCO臨界事故の被害者、大内久さんをはじめ、被曝されたみなさんの健康状態が気がかりであります。二度とこのような事故を起こしてはならないというのは、すべての人々の共通の思いです。そして、このような事故を起こさないためには「原発は安全である」という作られた重い込み、「安全神話」を捨て、「原子力は小さなミスでも、大事故を引き起こす危険なものである」という認識のうえに、安全性をチェックする体制を強化することが何よりも必要であります。昨日、三号機用MOX燃料につづいて、四号機用MOX燃料の検査データもねつ造されていたことが明らかになりましたが、関電は「四号機用燃料について、不正はない」と言い切り、国も追認していたのです。知事も、「プルサーマル計画については、国の専門的な見地から十分な安全審査がなされていると認識している」などと国や関電いいなりの態度をとって来られましたが、今日の事態は、これでは府民の命も安全も守れないことが明かにされたのではないのでしょうか。今まさに、国の原子力行政と自治体の姿勢が根本から問い直されているのです。にも関わらず、プルトニウムを燃やすことを前提にしていない軽水炉で、安全性をチェックすることもなくプルトニウムを燃やすプルサーマル計画は許されないことです。この際、きっぱりと中止すべきであります。日頃、府民の安心・安全を口にしておられる他党派のみなさんの賛同を求めるものであります。

公的年金制度の充実に関する意見書案

次に、「公的年金制度の充実に関する意見書案」についてです。女性で現在三三才以下、男性で三八才以下の人達は六五才まで年金がもらえない、夫婦合わせて一〇〇〇万円も受取額が削減されるケースもあるなど、今回の年金「改正」案は、まさに改悪案としかいいようがありません。支給額を減らし、支給開始年齢を遅らせ、ひたすら政府負担を軽くすることのみを考え、国民の将来設計をふみにじるこのような改悪案は、府民の立場に立つならば賛成できるものではありません。国会においては、成り立ちそのものから公約違反の自公政権が、多数をかさに、いったん委員会で強行採決を行ったものの、国民世論の高揚と野党共闘の力で、今国会での成立を阻止しました。引き続き次期国会で審議することになるわけですから、本議会として、給付水準の切り下げでなく、公的年金制度の充実を求めることこそ、府民の信託にこたえる道であり、賛成するものであります。

有害鳥獣に関する決議と意見書案

最後に「有害鳥獣に関する決議案」および「意見書案」についてであります。府内の有害鳥獣被害は把握されているだけでも年間八億円にのぼり、その被害額は年々拡大しているのはご承知のとおりです。会派をこえて毎議会、一層の対策強化を求める発言が相次ぎました。そして、今議会には、京都府農業協同組合中央会、京都府農業会議、および京都府森林組合連合会の三団体から「京都における有害鳥獣対策の改善・強化に関する請願」が提出され、農林商工常任委員会においては、新政会会派紹介議員の賛同を求める訴えと自民党会派委員の賛意の表明を受けて、全会派一致で採択されました。請願は三つの項目をあげ、その実現を求めています。まず第一に、シカ被害の拡大を食い止めるため、被害甚大地域での捕獲制限の更なる緩和をすること、第二に、有害鳥獣の被害防止を図る防除及び駆除対策の事業を拡大すること。第三に鳥獣被害の実態を反映した特定鳥獣管理計画を早急に確立すること。の三点であります。「捕獲制限の緩和」「防除及び駆除対策事業の拡大」「特定鳥獣保護管理計画の確立」は、いずれも本府の権限及び施策に関する事項であります。その請願を全員一致で採択したのですから、願意を受けて、本議会として、府当局の一層の対策強化を求めて決議をあげるのが当然であります。ところが、わが党を除く会派は、「決議までする必要はない」と決議をあげることに反対しました。今日京都府の財政が、景気回復のためにと、借金に借金を積み重ねて大型公共事業につぎ込んできた、国言いなりの行財政運営の失敗で、危機に瀕していることは請願三団体も承知の上、むしろ、そうだからこそ農家、林業家の生活と、農村を守るために有害鳥獣対策の予算を削るのではなく「改善・強化」を求めておられるのではないのでしょうか。また、深刻な被害を受けている農家、林家から切実な陳情を受けている振興局の関係職員、農林部の職員を励ますためにも、知事および財政当局に予算的な裏づけを行うよう、本議会として決議をあげ、最大限の意思を示すのが当然であります。わが党提案の決議案は、最低限の字句修正以外、一言一句三団体提出請願と同じであります。請願採択と自己矛盾しないよう賛同されることを求めるものであります。

決議案、意見書案の取り扱いに際しての与党会派の態度について

なお、四会派提案の意見書案についてですが、府当局にむけての決議案だけはあげたくない、ということなのでしょう、三団体請願の採択直後に、自民党会派副委員長から「意見書を会派提案したい」との意向表明がありました。これを受けて私が、「委員会として決議案を提案するのが筋である」こと、また「国に向けて要望すべき事項について意見書をあげることに賛成である」と提案し、決議案については「委員会提案とするかどうか」その扱いについて採決をとり、意見の一致している意見書案については採決はとらず、案文の作成を「正副委員長に一任」することになったものであります。ところが、翌日、共産党とは名を連ねたくない、ということでしょうか、「委員会提案でなく与党会派提案にする」と、委員会決定無視の連絡が委員長からありました。議事録の精査を求め、道理を尽くして私どもが要請したにも関わらず、正副委員長が道理の通らない処理と不誠実な態度をとったことは誠に遺憾であり強く抗議するものであります。四会派提案の「有害鳥獣対策の強化を国に求める意見書案」は本来は委員会提案すべきものであることを強調した上で、賛成するものであります。

「府民の願い」、「一致点」で、党派をこえて協力を

私学助成の充実を求める課題でも、今回の有害鳥獣対策でも、与党会派の諸君は、知事

に対して施策の充実を求める決議案は卑屈なまでに拒否するのであります。そして、国への意見書でごまかそうとするその態度に、悲しみさえ感じます。行政機関とは独立して、選挙されたわれわれ議員、議会の役割はどこにあるのでしょうか。府民の代表として行政執行をチェックし、あるいは府民の要望をつかんで行政にその実現を求めるのがわれわれ議員の務めではないのか。また府民の願いを実現するために、一致点では党派をこえて協力するのが、府民の期待にこたえる道ではないのか。このことを与党会派議員諸氏に強く問いかけて、私の討論を終わります。御清聴ありがとうございました。

太田かつすけ（日本共産党、西京区） 1999、12、17

日本共産党の太田勝祐です。私は日本共産党議員団を代表して、ただいま議題となっております議案十四件のうち、九月定例会提出の第十七号及び第十九号の二件の決算認定案件ならびに今定例会提出の第二号及び第三号の二件、計四件の議案に反対し、他の議案に賛成の討論をおこないます。

1998年度京都府一般会計・特別会計歳入歳出決算について

まず九月定例会提出の決算認定についてです。

最初に、「平成十年度京都府一般会計及び特別会計歳入歳出決算」です。

一般会計決算の全体の特徴は、不況の深刻化のなかで、府民の暮らしや営業が大変厳しくなったなかで、これらに対する予算を減らしたり、国の言いなりで、府民にいつそうの困難をもたらしたこと、府税収入が大きく落ち込んだのに大型事業をすすめた、財政もいつそう困難に陥ったことであります。

雇用・中小企業・農業の問題

第一に、雇用・中小企業・農業の問題です。

今年の日産の大リストラ計画の発表は、深刻な不況と失業者の増大のなかで、府民に大きな衝撃を与えました。

わが議員団は、以前から、大規模な解雇や工場移転等についての届け出、アセスメントの実施や計画の中止、変更の協議などを盛り込んだ府の要綱もしくは条例の制定と国においての解雇規制法の制定を求めてきましたが、知事はいっかんして拒否してこられました。

もしこの制度があれば、寝耳に水と大あわてすることなく、事前に日産車体の労働者や地域経済への影響を少なくするために効果的な対策がすすむことは明らかです。しかも本来なら地元経済と労働者の雇用の確保のために計画の撤回を求めるべきなのに、知事は、大リストラの後の対策だけを要求してきました。これでは府民の雇用も地域経済も守れません。

中小企業の倒産・廃業も相次ぎ、特に繊維産業での倒産も目立ってきています。これは国の経済対策の失敗に大きな原因がありますが、本府の責任も免れません。

われわれは、伝統地場産業振興条例の制定を提案し、そのための予算の大幅増額を求めてきました。また、実態調査も求めてきました。ところが知事は、平成十年度予算では、もともと少ないこの伝統地場産業振興予算をさらに削り、実態調査もされていません。また、官公需の中小企業発注を引き上げるように求めてきましたが、十年度の中小企業発注率は前年度よりも下がりました。さらに、融資については、十年度途中で実施された国の

特別保証制度も他府県よりも遅れ、無担保無保証人融資は、府民の批判の前に若干の改善はしたものの、貸し渋り・保証渋りで、ほんとうに困っている業者が借りられない事態がつづきました。このため、日栄などの商工ローンの被害にあう原因をつくったと言っても過言ではありません。このような本府の態度が中小企業の倒産や困難を助長したことも事実であります。

農業では、国の減反政策をそのまま農家に押しつけ、水田の三分の一が減反、しかも米価の下落で農家は苦しめられました。われわれは減反の押しつけをやめて米価の下支えを求めてきましたが、知事はこれも拒否しました。これでは京都の経済の立て直しも、府民の営業と暮らしを守ることができないことは明らかです。

福祉や医療、教育の問題

第二に、福祉や医療、教育の問題です。

いよいよ来年四月に介護保険制度が実施されますが、十年度は実施に向けた準備を本格的にすすめる年でした。昨年からの経過をふりかえりますと、知事の態度が、ほんとうに実施までに必要なことをやりきるというのでなくて、国の動向をみる、世論に押されて手直しをするというものでした。

十年度当初予算の審議でわれわれは、必要な基盤整備をやりきるために、大宮町など、市町村が希望している特別養護老人ホームを認めないという態度を改めるべきと求めました。知事も世論に押されて六月に補正予算で大宮町について認めました。今定例会にも二つの新設が提案されていますが、当然です。しかし、実施目前に迫ったなかで、ほんとうに安心できる介護保険にするためには、特養ホームをはじめとする施設整備やヘルパーの確保、保険料・利用料の減免のための市町村支援などの具体化が必要です。知事はこれらを拒否されていますが、国の動向待ちでなく、市町村を支援し、体制をととのえることに全力をつくすよう求めておきます。

教育の分野では、府立学校の施設改善がいたるところで求められているなかで、その予算を大幅に減らし、必要な改善がすすみませんでした。また、今年一月につくられた新しい行政推進大綱では、教員を五年間で九百人も減らす計画を決めました。これは、いじめ、不登校、学級崩壊などの困難な事態を打開するために、一学級の定員を減らすことが必要などきに、これにまったく逆行するものです。

このような、府民の暮らしや福祉・教育を犠牲にする方向をいっそうすすめようというのが、先ほど述べた「新しい行政推進大綱」です。財政危機を口実に、住民の福祉と健康、安全を守る自治体本来の役割を投げ捨てることは、地方自治の精神に反するものであることを厳しく指摘するものです。

原子力防災の問題

第三に、原子力防災の問題です。知事は、プルトニウムというとてつもない危険なものを高浜原発に使うという「プルスーマル計画」の中止を要求せず、「安全神話」にしがみついた関西電力や国に「安全対策を求める」というだけでは、府民の安全は守れず、府民の不安に応えることもできません。この計画の中止を求め、原子力防災計画の抜本的見直しをするよう強く要求しておきます。

大型事業と財政の問題

第四に、大型事業と財政の問題です。

十年度決算では、南部の学研都市建設、丹後リゾート、京都市内高速道路など、さらに

城陽の巨大スタジアムや京都迎賓館など大型公共事業を推進してきました。いずれも府民の強い要求で始まったものではなく、ゼネコンが大もうけする事業です。しかも、これらの事業は、莫大な費用がかかり、しかもその財源を借金に大きく依存しているものです。学研都市建設など大型公共事業をすすめてきた結果、府の借金は、九十年には三五四九億円であった府債を二、八倍、六千億円以上増やして、一兆円近くになり、借金づけの府財政としたのです。

知事は、十一月に「財政健全化指針」を決定し、府民にいつその犠牲を押しつけようとしています。この財政危機の責任は府民にはありません。知事は今定例会のわが議員団の代表質問に対して、「蜷川府政時代の財政危機は国の責任と言ったのに、今は知事の責任にする」と泣き言を言われました。国の責任も当然です。しかし、知事の財政運営、大型事業推進の結果であることは、この借金の増大をみても明らかです。知事にいま求められているのは、この自らの責任を明確にすることです。そして、大型事業の見直し、生活密着型の公共事業への転換、府民の暮らし・福祉の充実で、府民本位の財政再建をはかることを強く求めておきます。

同和行政の問題

第五に、同和行政の問題です。

十年度の同和对策は、小中学校の教員の加配、法終了後も部落解放同盟に三千万円、奨学金の返済を肩代わりする。さらに償還事業に一億六千万円、同和对策として実施する必要がないものばかりです。実施することによって逆に、差別を温存・拡大することになります。いま人権啓発と称して同和对策事業を継続しようとする動きがありますが、これでは同和問題の解決をいつそう困難にするだけです。

次に、決算認定の特別会計についてですが、流域下水道事業特別会計のなかには、桂川流域下水道事業の雨水対策が含まれていますが、これは河川改修で解決すべき浸水対策をわざわざ大金を投入する地下貯溜にするものでこれに反対です。また、港湾事業特別会計は、過大な貿易量を見込んだ和田埠頭建設が含まれており反対であります。これらはいずれも先ほど述べました浪費型の大型事業であり、見直しを求めるものであります。

以上の理由で、一般会計及び特別会計決算認定に反対であります。

京都府水道事業会計決算

二つ目に、「平成十年度京都府水道事業会計決算」です。乙訓地域への水道事業の拡張のための浄水場建設は、いままでも繰り返し申し上げましたとおり、大企業の地下水汲みあげをそのままにして、過大な水需要予測に基づいて建設をすすめてきたもので、地域住民の願いである「おいしい地下水を守る」点からも、また、必要量を大幅に上回る水を押しつけて料金などの過大な負担を負わせる点からも、認められるものではありません。

次に、今定例会提出の議案についてです。

京都府府税条例一部改正

第二号議案「京都府府税条例一部改正」では、不動産取得税の減免が出されていますが、内容は、今年の国会で成立した「産業活力再生特別措置法」の施行に伴うものです。この法律は、いま大企業がすすめている、労働者の解雇や工場の閉鎖・移転、いわゆるリストラを支援するものです。今回の改正は、このリストラによる工場移転の際の土地や建物の取得の税金をまけてやろうというもので、リストラの支援であり、反対であります。

知事は、解雇規制法を国に求めることもせず、解雇や工場移転などに対するアセスメン

ト制度も拒否していますが、そればかりか、今度は府の税金までまけて応援するというのです。これでは労働者の雇用も地域の経済も守ることはできず、府の財政もいっそう悪化するだけであり、知事の猛省を求めるものです。

京都府卸売市場条例一部改正

第三号議案「京都府卸売市場条例一部改正」ですが、これも、卸売市場法改正に伴うものです。法改正の主要な点は、取り引き方法について、「せり売り」と入札の原則をやめて、相対取引を増やそうというものです。こうなると、大型店の、せり前の相対取引や事前買いつけがいっそうすすみ、小規模な生産者や仲買、小売業者にとって不利になります。今回の条例改正は、法改正と同様の内容を、府内の地方卸売市場に持ち込むもので反対であります。

以上四件に反対で、その他の議案には賛成ですが、今定例会提出の第八号議案、一般会計補正予算について一言述べておきたいと思います。

一般会計補正予算について

今回の補正予算には、わが議員団が求めてきた、原子力防災対策、介護保険実施に向けた特別養護老人ホーム等の整備、貸し渋り対策の特別保証延長の出えん金、私学振興補助金増額や住宅対策増額など、一定の前進があり、全体として賛成するものです。しかし、補正予算の中には問題があるものが含まれています。第二外環状道路の負担金、また、見直しが求められている舞鶴・和田埠頭建設に関連する臨港道路建設費や自治体への負担を強いる関西空港出資金も含まれており、この部分には反対であることを申し上げておきます。

なお、今回の補正予算の土木事業の財源はほとんど国庫補助金や起債によるものですが、代表質問でも指摘しましたように、知事は、国の補助や起債が認められる事業だけをすすめ、九月補正予算では府単独事業を五十億円も減らしました。そのため、府下各地で、道路や橋の建設が中断されたままになるとか、身近な道路整備ができない事態になっています。また、警察関係では信号機の新設が昨年五十二基から今年度はわずか四基となって、要望に応えられていません。このような府民要望の強い身近な事業こそ優先すべきであることを強く要求しておきます。

和風迎賓館建設問題での知事答弁について

さらに、今議会における知事の答弁にかかわって一言述べたいと思います。

知事は、わが議員団の迎賓館の質問に対して、肝心の地元負担についてはまともに答えず、「国の事業だから府の負担はない」と強調して、延々とわが党などを攻撃しました。しかし、これは知事も認められた負担があることを意図的に隠した、すり替え答弁であり、しかも答弁にかこつけた異常な攻撃であります。議会での論戦は正々堂々とおこなうべきで、知事のこのような異常な態度は改めることを強く求めておきます。

総選挙での躍進と京都市長選挙での市政転換に全力

いよいよ今年もあと二週間となりました。十五日に閉会した国会では、日本共産党など野党の結束で、年金改悪や衆議院比例区の定数削減の強行を許さず、継続審議にするという大きな成果をあげました。これは、これまで野党のなかで自民党を助ける役割をしていた公明党を、自民党が与党に取り込んだ結果、与党が国会対策の基盤を失ったためです。自自公は数は多数でも、国民に展望を示せず、迷走につぐ迷走をつづけています。ません。

日本共産党は、国民の皆さんと力を合わせ、野党のなかでの一致点での結束を重視して、今後も国民要求実現に全力をあげるものです。

そして、安心できる介護保険、解雇・リストラの規制で雇用確保、大銀行優先から日本経済の主役・中小企業対策優先へ、食料自給率の向上、安全神話から脱却した原子力行政など、国の政治を国民本位に転換することをめざし、当面、来年の総選挙での躍進と京都市長選挙での市政転換をはかるために、わが議員団は全力をあげることを表明して、討論を終わります。

● 意見書案、決議案をご紹介します。

【提出 日本共産党。日本共産党のみの賛成少数で否決】

プルサーマル計画の中止を求める意見書（案）

全世界を震撼させた茨城県東海村JCOの臨界事故によって、「安全神話」が崩れ去った。国の原子力行政の安全性を根本から問い直さねばならないときに、政府と関西電力は、福井県高浜原発4号炉で安全性が十分確認されていないプルトニウムを燃やす危険な「プルサーマル計画」を来年始めから強行しようとしている。アメリカ、イギリス、ドイツ、フランスなど先駆けて研究をすすめていた主要国もプルトニウムを燃料とする方式から撤退している。さらに、核燃料を必要とする「原発」そのものからの撤退は、世界の流れになっている。

同時に、高浜原発は重大事故を起こした敦賀原発2号機とまったく同じタイプの再生熱交換器を使用しており、その危険性は各方面から厳しく指摘されている。

よって、政府と関西電力が危険な高浜原発「プルサーマル計画」を即時中止されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により、意見書を提出する。

平成11年12月 日

内閣総理大臣 小 淵 恵 三 殿
通商産業大臣 深 谷 隆 司 殿
科学技術庁長官 中 曾 根 弘 文 殿

京都府議会議長 小牧誠一郎

【提出 日本共産党。日本共産党のみの賛成少数で否決】

京都における有害鳥獣対策の改善・強化に関する決議（案）

京都府内の農山村地域では、シカ、イノシシ、サル等による鳥獣被害が近年急激に拡大し、かつ深刻化している。鳥獣被害の現状は、農林家の生産意欲を著しく後退させているだけでなく、人（里）と農地・山林を防護ネットで囲わざるを得ないという異常な事態に

までなっている。今や、有害鳥獣問題は地域の定住条件を脅かすとともに、農林地の保全及び中山間地域の国土・環境保全の面から見ても、看過できない段階に至っている。府内の鳥獣被害の拡大にかんがみ、被害が著しい有害鳥獣の個体数を緊急に調整することは、府内の農林家にとって緊急な課題である。

よって、京都府においては、次の事項について有害鳥獣対策を改善・強化するよう求めるものである。

- 1 シカ被害の拡大を食い止めるため、被害甚大地域での捕獲制限の更なる緩和をすること。
- 2 有害鳥獣の被害防止を図る防除及び駆除対策の事業を拡大すること。
- 3 鳥獣被害の実態を反映した特定鳥獣保護管理計画を早急に確立すること。

以上決議する。

1999年12月 日

京都府議会

【提出 民主・府民。日本共産党と民主・府民の賛成少数で否決】

公的年金制度の充実に関する意見書案

小子高齢化が著しく進行するわが国において、公的年金制度の充実と安定は国民にとって最大の関心事であるとともに、直面する緊急の課題である。しかしながら、5年に一度の年金財政再計算の度に、年金の将来像が大きく揺らぐことが年金制度への不信を増大させていることに加え、第146臨時国会に提出された年金制度改革関連法案は、支給開始年齢の引き上げや給付水準の切り下げ、基礎年金の国庫補助率費上げの先延ばし、賃金スライドの凍結など、痛みを国民に押しつけ生活不安や世代間・世代内での不公平感を増幅する一方で、重要課題については先送りし国の責任を放棄しているものと断ざるを得ない。

もとより、年金は高齢者の所得保障の主要な柱であることから、その給付水準の確保に努めなければならない。一方で、将来世代に過重な負担を押しつけることのないような給付と負担の水準の設定が必要である。また、定年制や終身雇用制など、いわゆる日本型雇用慣行の変容や、国民の生活意識や価値観の多様化に対応する、寛容な制度への転換が求められている。

以上の観点から、国は、年金制度の長期的安定をめざし、真に国民の期待に応える抜本的な年金制度改革に改めて着手するとともに、次の事項を実現されるよう強く要望する。

- 1、第131臨時国会における「国民年金法の一部を改正する法律」における附則改正と付帯決議に基づき、基礎年金に対する国庫負担率を直ちに2分の1に引き上げるとともに、保険料率の引き下げをはかること。
- 2、国民基本年金の給付水準は賃金と物価の変動や高齢者の公的負担を勘案しつつ政策的に改定し、厚生年金の給付は、物価・賃金スライド制を含む総合勘案方式を当面維持すること。
- 3、伝統的価値観を強要する旧態依然とした世帯単位の制度を見直し、すべての個人が自分自身の年金権を持てるようにするため、給付と負担について、原則として個人単位へと転換をはかるとともに、結婚・子育て・休職など女性のライフスタイルに対応した年金権を確立すること。
- 4、報酬比例配分支給年齢について、年金と雇用との接続が重要であることから60歳か

ら特別支給を維持し、今後の見直しについては、「65歳現役社会」をめざす施策を進め、その成果を見極めつつ検討を行うこと。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により、意見書を提出する。

平成11年12月 日

内閣総理大臣 小渕恵三殿
厚生大臣 丹羽雄哉殿
大蔵大臣 宮沢喜一殿

京都府議会

【提出 自民、民主・府民、公明、新政会。日本共産党など全会一致で採択】

有害鳥獣被害対策の強化に関する意見書

有害鳥獣による農産物被害は、近年、農山村から都市周辺部までおよび、特に中山間地域における被害の増加は、農林家の生産意欲を著しく後退させるとともに、地域の定住条件を脅かすまでになっているところである。

京都府では、現在、防除と駆除を支援の柱に被害対策を講じているところであるが、被害対策の拡充・強化は今や全国的にも緊急の課題と考えられる。

よって、政府におかれては、次の措置を講じられるよう強く要望する。

- 1、万全な農林被害の防除対策が実施できるよう、国庫補助事業の拡充を図ること。
- 2、特定鳥獣保護管理計画に基づく的確な駆除対策が実施できるよう、地方財政措置の強化を図ること。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により、意見書を提出する。

平成11年12月 日

内閣総理大臣 小渕恵三殿
大蔵大臣 宮沢喜一殿
農林水産大臣 玉澤徳一郎殿
自治大臣 保利耕輔殿
環境庁長官 清水嘉与子殿

京都府議会議長 小牧誠一郎

【提出 厚生労働常任委員会。日本共産党など全会一致で採択】

結核対策の充実に関する意見書案

国民病と言われた結核は、医療水準の向上などにより中長期的には飛躍的に減少し、また、死に至る不治の病とされていたものが、今日では入院日数も大幅に短期化し、多くの患者が社会復帰を果たせるようになった。

しかし、近年、学校などにおける結核の集団発生、多剤耐性結核の発生などが各地で見られ、また、平成9年には新規登録患者が数十年ぶりに増加に転じるなど、残念な事態が生

じている。この背景には、結核に対する意識が低下していることや、医療関係者の結核への診断・治療・看護に従事する経験が減少してきたことなどがあげられる。

また、結核入院患者が減少している一方、結核医療に対する診療報酬上の措置が十分に講じられていない下で、各病院においては、結核病棟を維持していくことが困難になっている。この結果、許可病床数と実稼動病床数とに乖離が生じてきており、現状のまま推移すれば入院医療を十分に確保できない事態も生じかねない。

一方、多剤耐性結核や合併症を有する結核患者などへの対応も重要な課題である。国においては、本年3月、各都道府県の結核医療の拠点を一カ所に集約するとの方針を示したが、集約化を図るだけではなく、一般病院では対応できない結核医療を担うべきと考える。

よって、政府におかれては、早急に次の措置を講じられるよう強く要望する。

- 1 結核についての啓蒙活動の一層の強化を図ること。
- 2 医学教育・看護教育の充実を図り、結核医療を担う医師・看護婦などの人材を養成すること。
- 3 結核医療に関する診療報酬措置の充実を図ること。
- 4 国の設置する医療機関において、多剤耐性結核患者、合併症患者などを含め、受入体制を確保すること。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により、意見書を提出する。

平成11年12月 日

内閣総理大臣 小淵恵三殿
大蔵大臣 宮沢喜一殿
厚生大臣 丹羽雄哉殿

京都府議会議長 小牧誠一郎

請願審議の結果

12月定例会に提出された請願17件、前議会で継続とされた2件の請願の審議結果は、以下の通りです。

① 採択された請願 4件

- ・京都における有害鳥獣対策の改善・強化に関する請願（京都府農業協同組合中央会会長ほか2人）
- ・私学振興補助金の増額に関する請願2件（京都私立中学高校経営推進者協会会長ほか89人・社団法人京都府私立幼稚園連名理事長ほか80,693人）
- ・結核対策の充実に関する請願（社団法人京都私立病院協会会長）

② 継続審査となった請願 1件

- ・高浜原発4号機・プルサーマル計画に関する請願（若狭の原発を案じる綾部市民代表ほか45人）

③ 引き続き継続となった請願 2件

- ・京都の結核対策充実に関する請願（京都府患者同盟会長）
- ・ホームセンターコーナン京都七本松店出店計画に対する行政指導に関する請願（北野商店街振興組合理事長ほか1名）

④ 不採択となった請願 12件

- ・地域福祉権利擁護（事業）推進体制整備に関する請願（全国福祉保育労働組合京都地方本部執行委員長）
- ・障害者福祉の拡充に関する請願（京都障害者の生活と教育を豊かにする会・桃山養護学校の会代表ほか4107人）
- ・定時制・通信制教育の充実に関する請願（京都府立高等学校定時制通信制部長ほか1167人）
- ・教育条件の整備充実で、すべての子どもたちにゆきとどいた教育をすすめ、心のかよひあう学校をつくることに関する請願（子どもと教育・文化を守る京都府民会議代表ほか58,695人）
- ・高校進学率を高め、高校30人以下学級実現、私学助成大幅増、障害児教育の充実などゆきとどいた教育に関する請願（京都の公立高校30人学級をすすめる会代表ほか25,312人）
- ・京都の子どもたちに「わかる授業」「楽しい学校」めざし、京都の小学校、中学校、高等学校でひとクラス30人以下学級、すべての小学校に充実した専科教育の実現に関する請願（新日本婦人の会京都府本部会長）
- ・京都の府立高校における養護教諭の専任配置・複数配置に関する請願（京都府立高等学校教職員組合執行委員長ほか1095人）
- ・養護学校の新設と障害児教育条件の改善に関する請願（京都障害者の生活と教育を豊かにする会代表ほか3740人）
- ・向日が丘養護学校の教育条件の改善に関する請願（京都障害者の生活と教育を豊かにする会・向日が丘養護学校の会代表ほか7458人）
- ・丹波養護学校の教育条件改善に関する請願（同上・丹波養護学校の会代表ほか3847人）
- ・与謝の海養護学校の教育条件の改善に関する請願（同上・盲目舞鶴分校の会代表ほか4799人）
- ・京都北部の聴覚障害児教育の充実と盲目学校舞鶴分校の中学部設置・教育相談の定数配置に関する請願（同上・盲目舞鶴分校の会代表ほか569人）